

## 平成20年高齢者雇用実態調査 高齢者雇用実態調査票

この調査票は統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままを記入してください。

事業所の名称・所在地	シール貼付			リガナ 氏名			
				記入 連入 絡担 先者	所属	課(部)	
				電話( )	-	(内線 )	
	都道府県 番号	事業所一連番号	産業分類番号	主な事業 の内容			
	1	2	3				

※ 所在地、事業所名に変更等がありましたら訂正をお願いします。

### 調査票を記入する前に必ずお読みください

(記入上の注意)

- 1 特にことわりのない限り、平成20年9月1日現在の状況について記入してください。  
なお、高齢者を雇用してなくても調査対象となります。
- 2 調査票の記入は青か黒のペン又はボールペンで記入してください。
- 3 調査票裏面の記入要領を参照して記入してください。
- 4 特にことわりのない限り、該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。
- 5 回答欄が 

1	2	3
---	---	---

 のように網掛けになっている場合は、複数回答となっています。
- 6 回答欄が空欄のものは該当数字を算用数字で右詰に記入してください。
- 7 記入が終わりました調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)を使用し、平成20年9月20日(土)までに、ご返送ください。
- 8 この調査について、ご不明の点がございましたら、下記にお問い合わせください。  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課雇用構造第一係  
電話番号 03-5253-1111 内線 7625, 7617

問1 貴事業所について、該当する数字を記入又は、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

(1) 事業所の常用労働者数(同一場所にある工場や店舗などを単位とし、他の場所にある支店や工場は含めない数)

事業所の 常用労働者数(注1)	男	人	女	人
		4		5

(2) 事業所の形態 } 同一場所に工場と営業所など(本部、支部、売店等)がある場合には、主たる機能又はその総売上高の最も多いものを、総売上高が同じ場合、または総売上高で記入が困難な場合には従事する労働者の最も多い部門を選択してください。

事業所の形態	事務所・営業所	工場・作業所	店 舗	研 究 所	そ の 他
	1	2	3	4	5

(3) 企業全体の常用労働者数(本社・支社・営業所・工場等を合わせた数)

企業全体の 常用労働者数	5,000人以上	1,000~4,999人	300~999人	100~299人	30~99人	5~29人
	1	2	3	4	5	6

(注1) 「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいいます。労働者派遣事業を行う業者から派遣された派遣労働者は含まれません。

- (1) 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇用している者
- (2) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇用している者であって、調査日前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇用した者  
なお、取締役、理事等の役員であって、常時勤務し、一般労働者と同じ給与規則又は基準で、毎月給与の支払いを受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務し、給与の支払いを受けている者を含みます。

# 〔記入要領〕

1 ページ

**事業所の名称、所在地**はシールを貼付してありますので、誤りがある場合は訂正してください。

**主な事業の内容**は、貴事業所の事業を具体的に記入してください。

複数の事業を行っている場合は、総売上高の最も多いものを、総売上高が同じ場合又は総売上高で記入が困難な場合には、従事する労働者数の最も多いものを一つだけ記入してください。

2 ページ

常用労働者の年齢については次の「年齢早見表」を参考にして満年齢で記入してください。

## 〔生年月日と満年齢との早見表（平成20年9月1日現在）〕

生 年 月 日	満 年 齢
昭和12年9月2日～昭和13年9月1日	70歳
昭和13年9月2日～昭和14年9月1日	69歳
昭和14年9月2日～昭和15年9月1日	68歳
昭和15年9月2日～昭和16年9月1日	67歳
昭和16年9月2日～昭和17年9月1日	66歳
昭和17年9月2日～昭和18年9月1日	65歳
昭和18年9月2日～昭和19年9月1日	64歳
昭和19年9月2日～昭和20年9月1日	63歳
昭和20年9月2日～昭和21年9月1日	62歳
昭和21年9月2日～昭和22年9月1日	61歳
昭和22年9月2日～昭和23年9月1日	60歳
昭和23年9月2日～昭和24年9月1日	59歳
昭和24年9月2日～昭和25年9月1日	58歳
昭和25年9月2日～昭和26年9月1日	57歳
昭和26年9月2日～昭和27年9月1日	56歳
昭和27年9月2日～昭和28年9月1日	55歳

### 問2

(注2) 「**一般労働者**」とは、「**短時間労働者**」以外の労働者をいいます。

(注3) 「**短時間労働者**」とは、一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は、1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいいます。

### 問4

(注5) 「**移籍出向者**」とは、雇用関係を終了させて、出向契約に基づいて出向先に雇用される者（転籍出向ともいう。）をいいます。

(注6) 「**事業主都合による退職者**」とは、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるもの及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによるものを除く。）その他の事業主の都合による退職者をいいます。

(注7) 「**再就職をあっせんした者**」には移籍出向者を含めません。

(注8) 「**勤務延長又は再雇用後に退職した者**」とは、勤務延長または再雇用された後に契約期間満了となり退職した者をいいます。（「勤務延長制度」及び「再雇用制度」については調査票2ページ裏面の問5記入要領(注11)及び(注12)を参照してください。）

(注9) 「**雇用契約期間満了による退職者**」には、勤務延長者や再雇用者を含めません。

(注10) 「**①～④以外の者**」とは、雇用契約期間を満了せずに退職した者などをいいます。

問2 平成20年9月1日現在就業している**55歳以上の常用労働者数**について、人数を下表に記入してください。  
ただし、**該当する労働者がいない場合はその欄に必ず「0」を記入してください。**

8 性別	区分	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
	男				
	女				

16 勤務形態別	区分	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
	一般労働者(注2)				
	短時間労働者(注3)				

24 雇用契約期間別	区分	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
	雇用契約期間を定めずに雇用				
	3年を超え5年以内の雇用契約期間を定めて雇用				
	1年を超え3年以内の雇用契約期間を定めて雇用				
	1年以内の雇用契約期間を定めて雇用				

問3 貴事業所では定年制を定めていますか。該当する番号を**1つ**選び○で囲んでください。  
また、一律に定年を定めている場合は、その年齢を記入してください。

定年制あり	一律に定めている	1	<input checked="" type="radio"/> 歳 41
	職種別に定めている	2	
	その他	3	
定年制なし		4	

5 ページの間13へ

定年制を定めている事業所にお伺いします。

問4 貴事業所では、過去1年間(平成19年9月1日～平成20年8月31日)に、**55歳以上で退職した常用労働者**がいましたか。  
退職した労働者がいた場合、年齢階級別の人数を記入してください。  
ただし、**該当する労働者がいない場合はその欄に必ず「0」を記入してください。**

いた	いない
1	2

問5へ

(注4) 勤務延長者または再雇用者として、貴事業所、同一企業内の別事業所あるいはグループ企業に引き続き雇用されている者については、定年年齢の時点では退職者に含めないが、貴事業所あるいは貴事業所外で定年到達し、貴事業所にて勤務延長後または再雇用後退職した場合は退職者に含める。(「勤務延長制度」及び「再雇用制度」については調査票2ページ裏面の問5記入要領(注11)及び(注12)を参照してください。)

< 55歳以上で退職した常用労働者数 >

	区分	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
43	① 定年前に退職した者				
47	①のうち、移籍出向者(注5)				
51	①のうち、事業主都合による退職者(注6)				
55	①のうち、再就職をあっせんした者(注7)				
59	② 定年退職した者(勤務延長者や再雇用された者を除く。)				
62	②のうち、再就職をあっせんした者				
65	③ 勤務延長又は再雇用後に退職した者(注8)				
68	④ 雇用契約期間満了による退職者(注9)				
72	⑤ ①～④以外の者(注10)				

## 〔記 入 要 領〕

### 問5

- (注11) 「勤務延長制度」とは、定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度をいいます。
- (注12) 「再雇用制度」とは、定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度をいいます。

(注11)(注12) について

- 定年到達後、定年まで雇用されていた事業所以外の同一企業内別事業所に雇用された場合でも、継続雇用制度（勤務延長制度・再雇用制度）に含まれるものとします。
- 定年到達後、定年まで雇用されていた企業以外の企業に雇用された場合でも、次の①及び②の要件を総合的に勘案して、両者一体として一つの企業と考えられる場合であって、65歳まで安定した雇用が確保されると認められる場合には、継続雇用制度（勤務延長制度・再雇用制度）に含まれるものとします。
  - ① 会社との間に密接な関係があること（緊密性）  
具体的には、親会社の子会社に対して明確な支配力（例えば、連結子会社）を有し、親子会社間で採用、配転等の人事管理を行っていること。
  - ② 子会社において継続雇用を行うことが担保されていること（明確性）  
具体的には、親会社においては、定年退職後子会社において継続雇用する旨の、子会社においては、親会社を定年退職した者を受け入れ継続雇用する旨の労働協約を締結している又はそのような労働慣行が成立していると認められること。

- (注13) 「最高雇用年齢」とは、ある年齢を迎えた時点で退職しなくてはならないものとして、設定される年齢のことです。

### 高年齢者の雇用確保措置の導入義務

高年齢者雇用安定法により、平成18年4月1日から義務年齢(※)未満の定年を設定している各企業において措置を講ずることが義務化されているもので、以下の3点のいずれかの措置の導入をいいます。

- ①義務年齢以上への定年年齢の引き上げ
- ②最高雇用年齢が義務年齢以上の継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望しているときは、当該高年齢者をその定年後も引き続き雇用する制度）の導入
- ③定年の定め廃止

〔 ※義務年齢とは、平成19年4月以降は63歳、平成22年4月以降は64歳、平成25年4月以降は65歳となります。 〕

### 問7

- (注14) 「正社員・正職員」とは、貴事業所で「正社員・正職員」としている者です。  
正社員・正職員、その他同じ趣旨の名称で呼ばれる者をいいます。
- (注15) 「嘱託・契約社員」とは、貴事業所で「嘱託社員」「契約社員」としている者です。  
嘱託社員・契約社員、その他同じ趣旨の名称で呼ばれる者をいいます。
- (注16) 「パート・アルバイト」とは、貴事業所で「パート」「アルバイト」としている者です。  
パート・アルバイト、その他同じ趣旨の名称で呼ばれる者をいいます。

**引き続き定年制を定めている事業所にお伺いします。**

問5 貴事業所では継続雇用制度（勤務延長制度又は再雇用制度）がありますか。制度ごとに、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。また、継続雇用制度がある場合（「1」に○の場合）は、もっとも多くの労働者が対象となる最高雇用年齢を記入してください。

区分	勤務延長制度 (注11)	再雇用制度 (注12)	区分	勤務延長制度	再雇用制度
制度がある	1	1	最高雇用年齢を定めている	1	1
制度がない	2	2	最高雇用年齢(注13)	歳	歳
			最高雇用年齢を定めていない	2	2

76 77 78 79 80

両方とも「2」に○の場合は、5ページの間14へ

問6へ

**問6は継続雇用制度がある事業所にお伺いします。**

問6 貴事業所では、過去1年間（平成19年9月1日～平成20年8月31日）に定年到達者がいましたか。定年到達者がいた場合、継続雇用制度により継続雇用した労働者の人数を制度ごとに記入してください。ただし、該当する労働者がいない場合はその欄に必ず「0」を記入してください。

いた	いない
1	2

82

5ページの間14へ

区分	60～64歳	65～69歳	70歳以上
過去1年間の定年到達者			
うち、 継続雇用制度により 継続雇用した労働者	勤務延長制度		
	再雇用制度		

83 84 85 86 87 88 89 90 91

**ここからは、継続雇用した労働者がいる事業所にお伺いします。**

問7 貴事業所では、過去1年間に継続雇用した労働者の雇用形態として、どのようなケースがありましたか。制度ごとに該当する番号すべてを○で囲んでください。

区分	勤務延長制度	再雇用制度
正社員・正職員(注14)	1	1
嘱託・契約社員(注15)	2	2
パート・アルバイト(注16)	3	3
その他	4	4
当該制度により継続雇用した労働者はいない	5	5

92 93

問8 貴事業所では、過去1年間に継続雇用した労働者の雇用契約期間として、もっとも多いケースはどれでしたか。制度ごとに該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

区分	勤務延長制度	再雇用制度
6か月未満	1	1
6か月以上1年未満	2	2
1年	3	3
1年を超える	4	4
期間を定めていない	5	5
当該制度により継続雇用した労働者はいない	6	6

94 95

## 〔記 入 要 領〕

### 問9

(注17) 「**所定内給与**」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のうち、**所定外給与**（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）以外のものをいいます。

SAMPLE

**引き続き、継続雇用した労働者がいる事業所にお伺いします。**

問9 貴事業所では、過去1年間に継続雇用した労働者の賃金(所定内給与(注17))について、もっとも多いケースはどれでしたか。制度ごとに該当する番号を**1つ選び**○で囲んでください。

区 分	勤務延長制度	再雇用制度
定年到達時の賃金より多い	1	1
定年到達時の賃金とほぼ同程度	2	2
定年到達時の賃金の8～9割程度	3	3
定年到達時の賃金の6～7割程度	4	4
定年到達時の賃金の4～5割程度	5	5
定年到達時の賃金の3割程度以下	6	6
当該制度により継続雇用した労働者はいない	7	7

96

97

問10 貴事業所では、過去1年間に継続雇用した労働者の勤務形態として、もっとも多いケースはどれでしたか。制度ごとに該当する番号を**1つ選び**○で囲んでください。

区 分	勤務延長制度	再雇用制度
一般労働者	1	1
短時間労働者	一般労働者と勤務日数が同じで1日の勤務時間が短い	2
	一般労働者より勤務日数が少なく、1日の勤務時間は同じ	3
	一般労働者より勤務日数が少なく、1日の勤務時間も少ない	4
	その他	5
当該制度により継続雇用した労働者はいない	6	6

98

99

**ここからは継続雇用した労働者の有無にかかわらずお伺いします。**

問11 貴事業所では、過去1年間の定年到達者が希望した定年退職後の進路として、もっとも多いケースはどれでしたか。該当する番号を**1つ選び**○で囲んでください。

自社の勤務延長制度により働くことを希望した	自社の再雇用制度により働くことを希望した	自社の制度により働くことを希望しなかった
1	2	3

100

問12 貴事業所では、過去1年間の定年到達者のうち自社の継続雇用制度により働くことを希望しなかった者がいましたか。また、希望しなかった理由として特に多いケースはどれでしたか。主なものを**2つまでを選び**○で囲んでください。すべての定年到達者が希望した場合は、選択肢12のみを○で囲んでください。

自社の継続雇用制度に定年到達者が働くことを希望しなかった理由	雇用形態が合わないため	正社員を希望したが、自社の制度では正社員以外にしか該当しなかった	01
		正社員以外を希望したが、自社の制度では正社員にしか該当しなかった	02
	賃金水準が合わないため		03
	仕事内容が合わないため		04
	勤務時間が合わないため	自社で定めた時間より長い時間での勤務を希望した	05
		自社で定めた時間より短い時間での勤務を希望した	06
	勤務場所が合わないため		07
	自社以外での再就職を希望しているため		08
	NPOや地域活動等への参加を希望しているため		09
	定年退職後に働く意志がないため		10
	その他		11
	すべての定年到達者が自社の継続雇用制度により働くことを希望した		12

101

5ページの問14へ

## 〔記入要領〕

### 問13

(注18) 「**移籍出向者**」とは、雇用関係を終了させて、出向契約に基づいて出向先に雇用される者（転籍出向ともいう。）をいいます。

(注19) 「**事業主都合による退職者**」とは、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるもの及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによるものを除く。）その他の事業主の都合による退職者をいいます。

(注20) 「**再就職をあっせんした者**」には移籍出向者を含めません。

SAMPLE

### 問15

(注21) 「**在職老齢年金**」とは、60歳以降在職しながら受ける老齢厚生年金をいい、賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止されます。



**問13は問3で選択肢4「定年制なし」とした事業所にお伺いします。**

問13 貴事業所では、過去1年間（平成19年9月1日～平成20年8月31日）に、**55歳以上で退職した常用労働者**がいましたか。退職した労働者がいた場合、年齢階級別の人数を記入してください。  
ただし、該当する労働者がいない場合はその欄に必ず「0」を記入してください。

いた	いない	102	問14へ
1	2		

< 55歳以上で退職した常用労働者数 >

区 分		55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
103	① 移籍出向者(注18)				106
107	② 自己都合による退職者				110
111	②のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されていた者				114
115	③ 事業主都合による退職者(注19)				118
119	③のうち、再就職をあっせんした者(注20)				122
123	④ 雇用契約期間満了による退職者				126
127	⑤ ①～④以外の者				130

**ここからは全事業所にお伺いします。**

問14 貴事業所では60歳以上の労働者の雇用のために、現在、特別な措置をとっていますか。また、将来、特別な措置をとる予定がありますか。該当する番号**すべてを**○で囲んでください。

区 分		現在の状況	将来の予定
（とる措置をとっている）	仕事量の調整	01	01
	職務の再設計、職務の開発	02	02
	適職への配置、仕事の分担の調整	03	03
	労働時間の短縮、勤務時間の弾力化	04	04
	作業方法の改善、作業施設・作業設備の整備	05	05
	安全衛生・健康管理面での配慮	06	06
	教育訓練の実施	07	07
	在宅勤務、サテライトオフィス勤務の導入	08	08
	地域の企業等との共同受皿会社の設立又はNPO等を活用した独立開業の支援	09	09
	上記以外の措置	10	10
特別の措置をとっていない（とる予定がない）		11	11

問15 貴事業所には在職老齢年金(注21)を受給している労働者がいますか。（年金額の全部が支給停止となっている者を除きます。）

いる	1	→ 在職老齢年金の受給者の人数を記入してください。
いない	2	

  

60～64歳	65～69歳	70歳以上

問16 貴事業所で60歳以上の雇いを拡大するためには、どのような公的援助が必要ですか。該当する番号**すべてを**○で囲んでください。

必要とする公的援助						いずれも 必要ない	わからない
人材の紹介	ノウハウの提供	賃金に対する助成	能力開発費用に対する助成	教育訓練機会の提供	その他の援助		
1	2	3	4	5	6	7	8

ご協力ありがとうございました。  
同封の返信用封筒(切手不要)をご使用の上、9月20日(土)までにご返送ください。